

船橋市地域公共交通総合連携計画策定業務委託業者選定委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 船橋市地域公共交通総合連携計画策定業務委託業者候補者（以下「候補者」という。）のプロポーザル方式による選定を公正かつ適正に実施するため、船橋市地域公共交通総合連携計画策定業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議し、その結果を船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に報告するものとする。

提出された企画書の評価

優先交渉権者および第2交渉権者を決定

その他、業者選定の実施に関し必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会は、所掌事務を完了した時点で解散する。

（委員長等）

第4条 委員会は委員長を置く。

2 委員長は、協議会の会長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、非公開とする。

（秘密の保持）

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年 月 日から施行する。